

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署
市民部御津支所

2 監査の範囲
平成27年4月1日～平成29年2月8日

3 監査の実施期間
平成28年11月7日～平成29年2月8日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

備品管理について、平成27年度に購入した同報無線戸別受信機は、御津地区の市民へ貸し出しをする備品であるが、備品表示票の貼付及び備品台帳に製造番号の記載がなかった。また、既に貸し出しをした同報無線戸別受信機は、備品表示票の貼付をしておらず、備品台帳の記載もしていなかった。これらのことから、備品管理がされていないため、適正な管理事務に改善されたい。